

## 特 別 決 議

### 『総合事業』の展開による自己改革の実践に関する特別決議（案）

J Aは農業者（正組合員）と地域農業の応援団（准組合員）が組織する協同組合として、農産物の販売、信用事業、共済事業などの様々な事業を『総合的』に展開することで、地域農業の振興と生活インフラ機能の一役を担ってきた。

これは、信用事業や共済事業などを含めた『総合事業』全体の収支のなかで実施しているからこそ、J Aの経営基盤が安定し、「農業者の所得増大」「地域の活性化」を中心とした自己改革に全力で取り組むことが可能となり、実現してきている。

農業・農村を取り巻く環境は、農業者の高齢化・担い手の不足、生産基盤の脆弱化など多くの課題を抱えており、J Aは、引き続き「食と農を基軸に地域に根ざした協同組合」として、「農業者の所得増大」「地域の活性化」に向け全力で取り組むことが必要である。

このため、我々は、これからも『総合事業体』としての強みを活かし、地域農業の振興と組合員や地域住民の暮らしを支えるため、自ら不断の改革（自己改革）に挑み続けることをここに決議する。

令和元年5月25日  
山田村農業協同組合  
第71回通常総会